

## 「改訂第17版 都市計画法 開発許可の実務の手引」正誤表

このたびは、「改訂第17版 都市計画法 開発許可の実務の手引」をお買上げいただき厚く御礼申し上げます。

本文中に下記の修正箇所がございました。

深くお詫び申し上げますとともに、修正をお願いします。

頁	行数	修正前	修正後
8	下から9行目	「34条の中の第8号の2」の次	「(現行法第34条第10号)」を追加
22	下から4行目	医療施設、小中学校等	駅舎、図書館等
23	上から4行目	その他	削除
55	下から11行目	豊橋市、豊川市、	豊橋市、豊田市の一部、豊川市
64	上から6行目	建築基準法第85条第4項	建築基準法第85条第5項
64	上から18行目	規模(1,000㎡)未滿	規模未滿
75	表3 - 1表題	(規則第16条, 17条)	(規則第16条, 17条等)
78	上から20行目	(法第34条第9号)	(法第34条第13号)
79	表3 - 2 各号の表示欄	第4号の2	第5号
		第5号	第6号
		第6号	第7号
		第7号	第8号
		第8号	第9号
		第8号の2	第10号
		第9号	第13号
317	法34条法文11行目	これからの者の	これらの者の
332	下から4、6行目	有料自動車道路	有料自動車道路等
348	下から3行目	7 基準第6項	7 審査会基準第6項
382	左欄下から10行目	法第29条第4号	法第29条第1項第4号
466	上から12～13行目	東海市については、	東海市、大府市については、
466	表12 - 8 担当窓口		「大府市役所都市計画課」欄を削除
467	表12 - 8 担当窓口	「東海市役所都市整備課」の下に	「大府市役所建築住宅課」 「0562 47 2111」を追加し、審査担当欄に「同左」
536	上から12行目	写し2部(開発区域の面積が5ヘクタール未滿の場合にあっては1部)	写し1部
555	下から14行目	必用	必要